



2025 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 佐田建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 星野 克行
(コード番号 1826 東証スタンダード)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 堀内 金弘
(TEL. 027-251-1551)

自己株式の取得中止及び新規の自己株式取得枠の設定に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日付の取締役会決議において、2025 年 8 月 4 日開催の取締役会決議に基づく自己株式取得の中止を決定し、新たに会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得枠を設定することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 旧自己株式取得決議に基づく自己株式の取得中止に係る事項

(1) 中止の理由

新たに決議した自己株式の取得枠に基づき、自己株式の取得を実施するため。

(2) 2025 年 8 月 4 日の取締役会決議内容 (旧自己株式取得決議)

(a) 取得対象株式の種類	普通株式
(b) 取得し得る株式の総数	590,000 株 (発行済株式数総数 (自己株式を除く) に対する割合 3.89%)
(c) 株式の取得価額の総額	500,000,000 円
(d) 取得期間	2025 年 8 月 5 日～2025 年 10 月 31 日
(e) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

(3) 上記取締役会決議 (2025 年 8 月 4 日) に基づき、本日 (2025 年 9 月 11 日) までに取得した自己株式の累計

(a) 取得対象株式の総数	123,400 株
(b) 取得価額の総額	154,578,288 円

2. 新自己株式取得決議に基づく自己株式取得に係る事項の内容

(1) 自己株式の取得を行う理由

「中期経営計画（2025.4 - 2028.3）」で定めた自己資本金額（120 億円以下）の目標達成に向けて、一層の株主還元の充実、更なる資本効率の向上及び経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行として、新たに自己株式の取得枠を設定するものです。

(2) 2025 年 9 月 11 日付の取締役会決議の内容（新自己株式取得決議）

(a) 取得する株式の種類	普通株式
(b) 取得する株式の総数	3,000,000 株（上限） （発行済株式数総数(自己株式を除く)に対する割合 19.94%）
(c) 株式の取得価額の総額	3,792,000,000 円（上限）
(d) 取得日	2025 年 9 月 12 日
(e) 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

（ご参考）2025 年 8 月 31 日時点での自己株式の保有状況

発行済株式総数 （自己株式を除く）	15,087,102 株
自己株式数	434,131 株

以上